

「最低賃金標準の調整に関する大連市人民政府 弁公庁の通知」

2011年3月25日 公布

日本貿易振興機構(ジェトロ)大連事務所 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。

最低賃金標準の調整に関する大連市人民政府弁公庁の通知

大政弁発 [2011] 34 号

区、市、県の人民政府、市政府の各委員会・弁公室・局、各直属機構に通知する。

「遼寧省の最低賃金に関する規定」(省政府発 177 号) に基づき、市政府は、2011 年 4 月 1 日から当市の最低賃金について以下の通りに調整することを決定した。

一、月最低賃金標準

1、中山区、西崗区、沙河口区、甘井子区、旅順口区、金州区、長海県及び各先導区は 1 人あたり毎月 900 元から 1,100 元に調整する。

2、瓦房店市、普蘭店市、庄河市は、1 人あたり毎月 800 元から 1,000 元に調整する。

二、時間あたりの最低賃金標準

1、中山区、西崗区、沙河口区、甘井子区、旅順口区、金州区、長海県及び各先導区は、9 元から 11 元に調整する。

2、瓦房店市、普蘭店市、庄河市は、8 元から 10 元に調整する。

大連市人民政府弁公庁

2011 年 3 月 25 日